

開示項目一覧

本誌は、銀行法第21条に基づいて作成しましたディスクロージャー資料で、銀行法施行規則第19条の2及び第19条の3に定められた各開示項目は以下のページに記載しております。

銀行法施行規則に基づく開示項目

1	銀行の概況及び組織に関する事項	
	上位10以上の株主	40
2	主要な業務に関する事項	
	(1) 直近の中間事業年度における事業の概況	3
	(2) 直近の3中間事業年度及び2事業年度における主要な業務の状況	3
	イ 経常収益	3
	ロ 経常利益又は経常損失	3
	ハ 中間(当期)純利益又は中間(当期)純損失	3
	ニ 資本金及び発行済株式の総数	3
	ホ 純資産額	3
	ヘ 総資産額	3
	ト 預金残高	3
	チ 貸出金残高	3
	リ 有価証券残高	3
	ヌ 単体自己資本比率	3
	ル 従業員数	3
	(3) 直近の2中間事業年度における業務の状況	31~39
	イ 主要な業務の状況	31~33
	(イ) 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益、コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	31
	(ロ) 資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支	31
	(ハ) 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	31, 32
	(ニ) 受取利息及び支払利息の増減	33
	(ホ) 総資産経常利益率及び資本経常利益率	31
	(ヘ) 総資産中間純利益率及び資本中間純利益率	31
	ロ 預金に関する指標	37
	(イ) 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	37
	(ロ) 固定・変動自由金利定期預金及びその他の定期預金の残存期間別残高	37
	ハ 貸出金等に関する指標	31, 37~39
	(イ) 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	37
	(ロ) 固定金利及び変動金利貸出金の残存期間別残高	38
	(ハ) 担保種類別の貸出金残高及び支払承諾見返額	38, 39
	(ニ) 使途別の貸出金残高	38
	(ホ) 業種別の貸出金残高及び貸出金総額に占める割合	38
	(ヘ) 中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金総額に占める割合	37
	(ト) 特定海外債権残高	39
	(チ) 預貸率	31
	二 有価証券に関する指標	31, 35
	(イ) 商品有価証券の種類別平均残高	35
	(ロ) 有価証券の種類別の残存期間別残高	35
	(ハ) 有価証券の種類別平均残高	35
	(ニ) 預証率	31
3	銀行の業務の運営に関する事項	
	中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況(法人のお客さま、個人のお客さま、地域、職場環境の整備に関する取組み)	5~10
4	直近の2中間事業年度における財産の状況	
	(1) 中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書	28, 29
	(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	17, 18
	イ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する貸出金	17, 18
	ロ 危険債権に該当する貸出金	17, 18
	ハ 三月以上延滞債権に該当する貸出金	17, 18
	ニ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	17, 18
	(3) 自己資本の充実の状況	41~47
	(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	34~36
	イ 有価証券	34, 35
	ロ 金銭の信託	35
	ハ デリバティブ取引	36
	(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	38
	(6) 貸出金償却額	38
	(7) 中間貸借対照表等についての公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている旨	39
5	銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項	
	(1) 直近の中間事業年度における事業の概況	20
	(2) 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況	20
	イ 経常収益	20
	ロ 経常利益又は経常損失	20
	ハ 親会社株主に帰属する中間(当期)純利益又は親会社株主に帰属する中間(当期)純損失	20
	ニ 包括利益	20
	ホ 純資産額	20
	ヘ 総資産額	20
	ト 連結自己資本比率	20
6	銀行及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度における財産の状況	
	(1) 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書	21, 22
	(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	17
	イ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する貸出金	17
	ロ 危険債権に該当する貸出金	17
	ハ 三月以上延滞債権に該当する貸出金	17
	ニ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	17
	(3) 自己資本の充実の状況	41~47
	(4) セグメント情報	27
	(5) 中間連結貸借対照表等についての公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている旨	27

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示項目	
資産査定公表	16, 18